

ハラスメントの定義に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、就業規則第〇条に基づき、当園におけるハラスメントの定義を明確にし、すべての職員が互いに個人の尊厳を尊重し、安全で快適に勤務できる職場環境を維持することを目的とする。

(パワーハラスメントの定義)

第2条 この規定において「パワーハラスメント」とは、職場において行われる、次の（１）から（３）までの要素をすべて満たす言動をいう。なお、適正な範囲の保育・教育指導、または業務上の指示・注意についてはこれに該当しない。

- ・（１）職務上の地位や人間関係などの**優位性を背景**に行われること。
- ・（２）業務上**必要かつ相当な範囲を超えて**行われること。
- ・（３）職員の**就業環境が害される**（身体的・精神的苦痛を与える）こと。

2 パワーハラスメントに該当する代表的な行為は、次に掲げるものをいう。

- ・ ① **身体的な攻撃**： 暴行、傷害、物を投げつける行為。
- ・ ② **精神的な攻撃**： 脅迫、名誉毀損、侮辱、他の職員の前での執拗かつ過度な叱責、人格を否定するような暴言。
- ・ ③ **人間関係からの切り離し**： 意に沿わない職員を隔離すること、仲間外し、意図的な無視。
- ・ ④ **過大な要求**： 業務上明らかに不要なことや遂行不可能な業務の強制、指導を行わないままの過度な難題の押し付け。
- ・ ⑤ **過小な要求**： 能力や経験とかけ離れた程度の低い業務を命じること、正当な理由なく仕事を与えないこと。
- ・ ⑥ **個の侵害**： 思想・信条、私生活や家庭環境（交際相手、結婚、家族構成等）に過度に立ち入ること。

(セクシャルハラスメントの定義)

第3条 この規定において「セクシャルハラスメント」とは、職場において行われる**性的な言動**に対する職員の対応により、当該職員が不利益（降格、減給等）を受けたり、または当該性的な言動により就業環境が害されることをいう。

2 セクシャルハラスメントに該当する代表的な行為は、次に掲げるものをいう。

- ・ ① **身体への接触**： 意に反して不必要に身体に触れること。
- ・ ② **性的な発言**： 容姿や身体の特徴に関する性的な評価・発言、性的な事実関係の質問、不適切な性的な噂の流布。
- ・ ③ **不利益な取扱い**： 性的な関係・誘いを拒否したことを理由に、評価を下げたり不当な異動を命じること。
- ・ ④ **就業環境の悪化**： 執拗に私的な食事や交際へ誘うこと、業務スペースへの性的なポスターの掲示などにより苦痛を与えること。

(妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの定義)

第4条 この規定において「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメント・パタニティハラスメント）」とは、職場において、職員の妊娠、出産、不妊治療、または育児休業、介護休業等の各種制度の利用に関する言動により、当該職員の就業環境が害されることをいう。

2 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに該当する代表的な行為は、次に掲げるものをいう。

- ① **解雇その他の不利益な取扱いの示唆**：「妊婦は困るから辞めてほしい」「育休を取るなら次の更新はない」などと発言すること。
- ② **制度利用の阻害**：育児休業、産前産後休業、短時間勤務、看護休暇等の申請・利用を不当に拒むこと、または諦めるよう強要すること。
- ③ **嫌がらせ、不当な不利益**：妊娠や休業取得を理由に、周囲の職員が「迷惑だ」「他の人に負担がかかる」などの嫌がらせを行うこと、または正当な理由なく雑務のみを押し付けること。

(カスタマーハラスメントの定義)

第5条 この規程において「カスタマーハラスメント」とは、保護者、親族、またはこれらに準ずる者（以下「保護者等」という。）からのクレーム、要望、および言動のうち、その**要求の内容に妥当性を欠くもの**、または要求の内容が妥当であっても、その**要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの**であって、職員の就業環境が害されるものをいう。

2 前項において、要求の内容に「妥当性を欠くもの」とは、次に掲げる行為およびこれらに類する行為をいう。

- (1) 法令、保育所保育指針、園則、または当園の契約・規程等に反する要求。
- (2) 特定の園児または当園に対して、客観的な事実に基づかない過度な謝罪や補償（金品の要求、職員の解雇・処分の強要等）を求める行為。
- (3) 保育・教育の範囲を超えた、実現不可能または不合理なサービス・対応の要求。

3 第1項において、要求を実現するための「手段・態様が社会通念上不相当なもの」とは、要求内容の妥当性の有無にかかわらず、次に掲げる行為およびこれらに類する行為をいう。

- (1) **精神的な攻撃**：職員に対する大声、怒号、罵詈雑言、侮辱、威嚇、SNS やインターネット上で誹謗中傷、名誉毀損。
- (2) **身体的な攻撃**：職員に対する暴力、胸ぐらをつかむ行為、物を投げつける行為。
- (3) **威圧的な言動**：「行政に通報する」「警察に突き出す」「SNS で拡散する」「メディアに訴える」などと不当に脅迫する行為。
- (4) **過剰または不当な拘束**：長時間の電話、執拗な面談の要求、当園の退去要請に従わない居座り（不退去）、複数人による執拗な追及。
- (5) **差別的・性的な言動**：職員の性別、年齢、雇用形態（パート・アルバイト等）、国籍等に対する差別的な発言、または性的な言動（セクシャルハラスメント）。